

菰川環境美化協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、菰川環境美化協議会と称し、事務局は会長の定めるところに置く。

(目 的)

第2条 菰川は、平城宮跡国営公園に隣接して流れており、歴史・文化に溢れる由緒ある川である。この菰川を、地域住民団体や関係機関が連携して、1300年の歴史をもつ古都奈良にふさわしい河川として守り育むことを目的とする。

(活動内容)

第3条 1 環境美化や水質改善に関する愛護活動。
2 河川環境改善のための研修・啓発活動。
3 河川管理についての関係機関との協働。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の目的および活動内容に賛同する菰川流域の自治連合会、自治会、水利組合、愛護団体、各種団体及び近隣企業をもって構成する。

(委 員)

第5条 本会には各参加団体から1名選出した委員をおく。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。役員は委員の中からの互選により任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

(1) 会長1名 (2) 副会長4名 (3) 会計1名

(会計監査)

第7条 会計監査は、委員の中からの互選により2名選出し、任期は2年とする。なお、任期中に会計監査である自治会長が変更となった場合には、当該自治会の新たな自治会長が引き続き行うものとする。

(顧問・相談役)

第8条 本会に顧問、相談役をおくことができる。

(総 会)

第9条 1 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、若しくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。
2 総会は次の事項を審議する。
(1) 規約の改廃及び役員を選出 (2) 事業計画 (3) 予算・決算
(4) その他重要事項
3 総会は各参加団体からの委員の、委任状を含め3分の2以上の出席をもって成立するものとし、議事は、出席者の過半数の賛同によって決定する。
4 委員の出席について、会長が認めた場合には代理出席とすることができる。

(役員会)

第10条 1 役員会は、会長が必要と認める都度これを招集する。
2 役員会は、会の運営等について協議するとともに総会の議案等を作成する。
3 役員会は、役員並びに水利組合及び農家組合を代表する委員をもって構成するものとする。

(経 費)

第11条 本会の経費は、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれを充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(付則規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、会長が定める。

(付 則) この規約は、平成22年 7月 4日に施行する。
平成23年 5月29日一部改正する。